法定外公共物の用途廃止後の普通財産売払申請の手引きについて

令和６年7月
総務部　管財課

「いなべ市普通財産売払い事務取扱要領の施行に関し必要な書類の様式を定める要領」様式第 18 号の「市有財産売買契約書（標準契約書）」第７条（所有権移転登記）に基づき「普通財産売払申請の手引き」を一部改訂する。

【変更・追加内容】

1　申請書の添付書類「所有権保存（移転）登記承諾申請書」を省く。

2　売買代金確定後、契約書の印紙及び登録免許税の印紙（所有権登記を市が行うため）が必要との通知をする。※登録免許税収入印紙の受領証を交付。

3　売買契約締結後、表題登記を行う場合、土地家屋調査士に委任状を発行し、嘱託者は市長（地方分権推進計画に基づく譲与）として、土地家屋調査士が代理で行う。

4　表題登記の後、所有権保存登記（地方分権推進計画に基づく譲与）及び所有権移転登記（売買による所有権移転）はいなべ市が行う。

5　所有権移転完了後、完了通知を申請者へ交付する。

※　令和６年８月１日申請受付分から運用する。